

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6-6、6-7会議室

## ○議事日程

令和2年12月4日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	6番 伊藤 均 君	7番 吉田 和子 君
8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君	10番 八代 治郎 君
11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君	13番 永田 千春 君
14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君	16番 長尾 始 君
17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君	19番 田下 喜代 君

## ○欠席委員（1名）

5番 野田 卓志 君

## ○委員以外の出席者

産業経済部長	武藤 好人 君	農業委員会事務局長	長屋 隆司 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局係長	小森 康司 君
洞戸事務所主任主査	李 浩基 君		

午前10時00分 開会

- 事務局課長補佐（小石隆之君）定刻となりましたので、農業委員会を始めさせていただきます。
- 事務局課長補佐（小石隆之君）本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。5番 野田委員1名が欠席でございます。
- 議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。
- 議長（野村茂君）次に、議事録署名委員の指名を行います。11番 足立委員、12番 青山委員のお二人をお願いします。
- 議長（野村茂君）これより議案の審議に入ります。
- 議長（野村茂君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。申請地は富岡小学校の西570mほどに位置する農振農用地区域外の登記地目、田。現況地目、畑。1, 582㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業の規模拡大をするというもの。譲渡人は高齢のため耕作が困難であることから、農地を譲り渡すというものです。

2番の案件 位置図は2ページになります。申請地は下日立公会堂の南西490mほどに位置する農振農用地区域内の田、2筆。3, 392㎡。農振農用地区域外の田、4. 86㎡。合計3, 396. 86㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は申請地の取得により耕作の効率化が期待でき、農業の拡大ができると考え譲り受けるというもの。譲渡人は住所が遠方であるため、農業耕作を行うことが困難であることから譲り渡すというものです。

3番の案件 位置図は3ページになります。申請地は関有知高等学校の南西380mほどに位置する農振農用地区域外の田、290㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人、譲渡人がそれぞれ所有する農地と申請地が近接しているため、作業の効率化を図れることから、農地の交換をするというものです。

4番の案件 議案は2ページ、位置図は4ページになります。申請地は関有知高等学校の南西300mほどに位置する農振農用地区域外の田、424㎡。申請の目的は所有権移転です。この案件につきましても譲受人、譲渡人が、それぞれ所有する農地と申請地が近接しているため、作業の効率化を図る目的から、農地の交換をするというものです。

5番の案件 位置図は5ページからになります。申請地は戸田転作促進技術研修センターの北西190mに位置する農振農用地区域外の登記地目、山林。現況地目、畑。2筆68㎡と、戸田転作促進技術研修センターの北西590mに位置する農振農用地区域外の畑、142㎡。合計3筆、210㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業耕作の拡大・充実を計画しているため、農地を取得したいというもの。譲渡人は高齢により自ら農業経営を行うことが不十分であるため、譲り渡すというものです。

6番の案件 位置図は6ページからになります。申請地は戸田転作促進技術研修センターの東170mほどに位置する農振農用地区域外の畑、601㎡。申請の目的は使用貸借件の設定です。使用借人は農業耕作の拡大・充実を計画しているため、農地を借りるというもの。使用貸人は多忙であるため、自ら農業経営を行うことができないため、貸すというものです。

7番の案件 議案は3ページ、位置図は7ページになります。申請地は板取川中学校の北西540mほどに位置する農振農用地区域内の畑、500㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業に興味があり、農地を取得し農業に従事したいというもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるというものです。

8番の案件 位置図は8ページになります。申請地は栗原集会所の北260mほどに位置する農振農用地区域内の田、2, 922㎡。申請の目的は使用貸借権の設定です。使用借人は農業に興味があり、農地を借り農業に従事したいというもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。

○事務局課長補佐（小石隆之君）すべての案件について、11月16日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。以上、所有権の移転に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いします。

○1番（安田美雄君）1番の案件ですが、私の見る限りでは市民農園であったことが一つであります。市民農園、3人程耕作者がみえますのでその方達の契約の関係が気になりましたので、恐らく契約されておれば解除が必要かと思えますし、申請者ですが、この方、農地の取得にあたりましては、3条の規定によりまして、機械の保有状況とかあるいは、農作業の従事状況の想定を緩和して許可しているような状況ですけれども、この方、下限面積が44aになりますし、取得後ですけれども、この方の耕作の実態が私の見る限りではちょっと、つかめなかったものですから、その辺については、我々の農業委員としての反中ではないかもしれませんが、その耕作の実態が今いち、本当に農地を保有される方なのか農地の保有状況について確認できなかったのが一点でしたので、その辺につきましてご説明をいただけると、ありがたいですが。

○事務局課長補佐（小石隆之君）まず、農地の面積ですが現在所有されて見える面積が4,407㎡でして、今回新たに取得することによって、旧関市の下限面積の5反を超えと言う事でございますので、下限面積については問題ないと思えます。

今、話がありました器具、トラクター等の機械の関係ですが、取得される方はトラクターと噴霧器と草刈り機と、軽トラックを持って見えます。リースではありません。と言う申請が出ております。農作業に従事している年数とか日数ですが、世帯は二人です。取得される方は農作業経験の状況は書類上10年以上の経験があり、農作業従事日数は150日くらいあると言う事で書類上、このような形で出ております。不備はないと考えております。

市民農園のお話ですが、市が現在やっているものではなくて、レジャー農園と言うもので農協が間に入っているのか、その辺り細かい事が分かりませんが、そう言った形で貸し借りを間にはいってやって見えると言うような事を聞いております。黒屋とか、ふるさと農園などの形で市が直でやっていないと思えます。

当然、契約については借りてみえるかたとの解約と言うか、そのような話は当然進んでいないと契約違反になるので、そこまで細かい所までは確認をしておりますが、その辺りの確認はさせていただこうと思っております。

○1番（安田美雄君）はい。わかりました。

○議長（野村茂君）安田委員、よろしかったでしょうか。

○1番（安田美雄君）はい。

○議長（野村茂君）他にございませんか。ございませんようですので、議案第1号について、質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案1号について原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第1号の8件を許可することとします。

○議長（野村茂君）続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は4ページからになります。

1番の案件 位置図は9ページになります。申請地は志津野転作促進技術研修センターの北370mに位置する登記地目、畑。現況地目、畑一部宅地241㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。申請人は現在持ち家に住んでいるが、古くなったため新築するというものです。

1月16日に現地確認をしたところ、昭和54年頃から一部宅地となっており始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は10ページになります。申請地は関市文化会館の西220mほどに位置する田、518㎡の内264㎡。農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は貸資材置場です。申請人は農地の維持が困難であることから、土地の有効性を図るため、駐車場として貸すというものです。

1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

3番の案件 位置図は11ページになります。申請地は金竜小学校の南西260mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地105㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅・駐車場・庭です。申請人は敷地内に駐車場がないため、申請地を駐車場及び一部庭として利用したいというものです。

1月16日に現地確認をしたところ、平成元年に宅地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

4番の案件 議案は5ページ、位置図は12ページになります。申請地は小宮集会所の西330mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、山林。2筆92㎡。中山間地域等の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は植林です。申請人は申請地が形状も悪く、河川沿いにある農地で耕作することが難しいため、杉の木などを植林し、森林として管理をしたいというものです。

1月16日に現地確認をしたところ、昭和50年頃から山林化しており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある方はございませんか。

（ 「なし」の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の4件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は6ページからになります。

1番の案件 位置図は13ページになります。申請地は富岡小学校の南西320mほど位置する田859㎡。農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人は祖父の土地を借り、一般個人住宅を建築するというもの。使用貸人は孫のために土地を貸すというものです。隣地承諾書が添付されています。

1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

2番の案件 位置図は14ページになります。申請地は富野小学校の南230mほど位置する畑

2筆。468㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は太陽光発電施設です。賃借人は太陽光発電施設を設置するため、申請地を借りるというものです。賃貸人は会社員であり、農業経営が困難であることから貸すというものです。隣地承諾書が添付されています。

11月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。5条3番の案件と同時許可案件です。

3番の案件 位置図は15ページになります。申請地は富野小学校の南230mほどに位置する田492㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は太陽光発電施設です。賃借人は太陽光発電施設を設置するため、申請地を借りるというものです。賃貸人は会社員であり農業経営が困難であることから、貸すというものです。隣地承諾書が添付されています。

11月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。5条2番の案件と同時許可案件です。

4番の案件 議案は7ページ、位置図は16ページになります。申請地は倉知小学校の東230mほどに位置する畑、3筆998㎡。農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は貸駐車場です。譲受人は役員を務める塗装会社へ駐車場として貸すというものです。譲渡人は譲受人の申し出に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。

11月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

5番の案件 位置図は17ページになります。申請地は関市文化会館の西220mほどに位置する田、518㎡のうち340㎡。農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。譲受人はアパートに住んでいるが、住居が手狭となってきたため、自己用住宅を建築するというものです。譲渡人は、営農規模の縮小を検討していたところ、譲受人からの要望により譲り渡すというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は18ページになります。申請地は緑ヶ丘中学校の南東330mほどに位置する畑、3筆、2,705㎡。農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は宅地分譲です。譲受人は不動産業を営んでおり、住宅敷地として分譲したいというものです。譲渡人は多忙であったり、住所が遠方であったりと農業耕作が困難であることから売却したいと考えるというものです。隣地承諾書が添付されています。

11月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

7番の案件 議案は8ページ、位置図は19ページになります。申請地は倉知小学校の南230mほどに位置する田、328㎡。農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は宅地分譲です。譲受人は不動産業を営んでおり、小学校にも近く宅地とて需要が見込まれるため、宅地分譲をするというものです。譲渡人は譲受人の要望に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。

11月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は20ページになります。申請地は下有知中学校の南160mほどに位置する登記地目、田。現況地目、宅地。323㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人はマンションに住んでいるが、申請地に自己住宅を建築するというものです。使用貸人は使用借人の要望に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。

11月16日に現地確認をしたところ、昭和50年頃から農業用倉庫として利用しており、始末書

が添付されています。申請地は、第3種農地であるため転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は21ページになります。申請地は関市清掃事務所の東260mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、雑種地393㎡。農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は金属加工業駐車場です。賃借人は申請地近くで金属加工業を営んでいるが、従業員の駐車場が不足しているため駐車場として利用したいというもの。賃借人は賃借人の要望に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。

11月16日に現地確認をしたところ、令和2年に造成しており始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 議案は9ページ、位置図は22ページになります。申請地は水ノ輪公園の南140mほどに位置する畑、347㎡。農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人は現在アパート住まいであり、家族が増え手狭になってきたため申請地を借り受け、一般個人住宅を建築するというもの。使用貸人は使用借人の申し出に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。

11月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は23ページになります。申請地は赤土坂公民センターの北東380mほどに位置する田、938㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため第3種農地と判断します。転用の目的は貸駐車場です。譲受人は申請地の周辺状況から、駐車場の需要が見込まれているため、申請地を貸駐車場として利用したいというもの。譲渡人は耕作を継続できないため、譲り渡すというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は24ページになります。申請地は瀬尻小学校の南東330mほどに位置する畑、20㎡。田、3筆。663㎡。合計4筆、683㎡。農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は宅地分譲です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を造成し宅地分譲をしたいというもの。譲渡人は多忙なことなどから、農業の経営が困難であるため、譲り渡すというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 議案は10ページ、位置図は25ページになります。申請地は東海環状自動車道関広見インターチェンジの南420mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、雑種地。2筆1,245㎡。登記地目、田。現況地目、雑種地390㎡。合計3筆、1,635㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は機械工具製造業駐車場です。譲受人は申請地の南側に工場があり、新規で従業員の採用を予定していることから、駐車場を増やしたいというもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、令和2年に造成しており始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。尚、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

14番の案件 位置図は26ページになります。申請地は関市農村婦人の家の北200mほどに位置する登記地目、田。現況地目、原野。2筆1,535㎡。農地の区分は農業振興地域内の農用地です。転用の目的は農地の嵩上げの一時転用で、転用期間は3年間です。使用借人は建設業を営んでおり、公共工事に伴う建設残土を搬入し嵩上げ造成を行うというもの。譲渡人は申請地の水利条件が悪く、嵩上げをしてもらい畑として利用したほうが良いと考え、土地を貸すというものです。申請地は農振農用地であるが一時転用後、農地に復元されることから、転用はやむを得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は27ページになります。申請地は小屋名公民センターの北西240mほどに位置する畑、323㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域

内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は貸資材置場です。譲受人は仕事場が手狭になったため、務める会社の資材置場として貸付けるというもの。譲渡人は農業経営が難しいため、譲受人の申し込みに応諾するというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

16番の案件 議案は11ページ、位置図は28ページになります。申請地は武儀やまゆり保育園の東160mほどに位置する畑、2筆。1, 237㎡の内989㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は太陽光発電施設です。譲受人は太陽光発電システムの販売、設置を行っており、申請地に太陽光発電施設を設置するというもの。譲渡人は子に農業経営移譲をしているが、農地の管理をすることが難しく、申請地を譲り渡すというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は29ページになります。申請地は板取川中学校の南90mほどに位置する畑、537㎡の内382.83㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は現在、借家に住んでいるが家族が増え、手狭になってきたので自己住宅を建築したいというものです。譲渡人は譲受人の要望に応えるというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

18番の案件 位置図は30ページになります。申請地は白谷集会所の北180mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地127㎡。畑、82㎡。合計2筆、209㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅・倉庫・物置です。譲受人は住居が近くにあるため、倉庫などとして利用したいというものです。譲渡人は譲受人の土地と交換するというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

19番の案件 議案は12ページ、位置図は31ページになります。申請地は白谷集会所の北130mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、畑一部宅地259㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅・倉庫・物置及び貸地です。譲受人は申請地が旧住宅の南側の近接地であり、利便性が良いため、土地を交換するというものです。譲渡人は譲受人の土地と交換するというものです。

11月16日に現地確認をしたところ昭和55年、平成10年に宅地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、所有権移転に関するもの11件、使用貸借権設定に関するもの5件、賃貸借件設定に関するもの3件、合計19件につきましてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、議案第3について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第3について質疑のある方はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案

のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

( 全員挙手 )

○議長(野村茂君) 全員挙手のため、議案第3号の19件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

○議長(野村茂君) 次に、議案第4号農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は13ページになります。

賃貸借権設定に関するものについて、新規が5筆、8,039㎡。使用貸借権設定に関するものについて、新規が1筆、1,544㎡です。地区は植野・山田の2地区です。権利の設定を受ける者は、プラス株式会社 他でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

○議長(野村茂君) 全員の挙手を頂きました。議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

○議長(野村茂君) 次に報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、3条賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたのでついて、報告させていただきます。議案は、14ページになります。

1番の案件 届出地は戸田地区の田、1,461㎡。下有知地区の田、3,059㎡。賃借人は株式会社岐阜農業センターです。合意解約成立日は令和2年11月17日です。

2番の案件 届出地は植野地区の田、1,544㎡。賃借人は山田茂です。合意解約成立日は令和2年11月11日です。

3番の案件 届出地は戸田地区の田、2筆3,858㎡。賃借人は株式会社岐阜農業センターです。合意解約成立日は令和2年10月16日です。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 以上、3件を報告させていただきます。

○議長(野村茂君) 報告第1号につきましては、事務局の報告とおりです。

○議長(野村茂君) 本日もご審議いただきました議案はすべて終了いたしました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。



午前10時50分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_ 印

11番

\_\_\_\_\_ 印

12番

\_\_\_\_\_ 印